

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 25 号

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例

鴨川市手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
戸籍法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき 350 円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）
戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類 1 件につき 350 円

を

」

「

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円
戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円
戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定による除籍証明書の交付	1 通につき 750 円
戸籍法第 12 条の 2 の規定により準用する同法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

に

同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
戸籍法第 48 条第 1 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) 若しくは第 126 条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円)
戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。